

交通事故にかかる和解及び損害賠償の額を
定めることの委任専決処分について

保 健 医 療 部

令和7年2月14日
健康福祉常任委員会

交通事故にかかる和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について

1 委任専決事項

交通事故による損害賠償について和解し、その額を定めること。

2 委任専決月日

令和6年12月23日（月）

3 損害賠償額

2,713,283円

4 交通事故の概要

(1) 発生日時

令和5年12月21日（木）午後1時12分頃

(2) 発生場所

加古川市神野町神野108番地の7 西之山加古線

(3) 当事者（年齢等は当時のもの）

73歳 男性

(4) 発生状況

西播磨県民局赤穂健康福祉事務所職員が、出張途中に一時停止の交差点を左折しようとしたところ、安全確認不十分により、本線を通る相手方車両と衝突したものの。